

令和3年11月26日

西郷村長 高橋 廣志 様

西郷村新庁舎建設検討委員会
委員長 廣田 篤彦

西郷村新庁舎建設検討委員会報告書

このことについて、西郷村新庁舎建設検討委員会の検討が終了しましたので、下記のとおり報告致します。

記

本委員会は、新庁舎基本設計策定に必要な事項等を検討するため設置されました。

村民の目線に立ちながら、これまで5回にわたり協議検討を重ねて参りました。毎回活発な議論と建設的な提案が行われ、新庁舎建設を進める上での基本的な方向性は示すことができたのではないかと考えております。

今後、新庁舎建設にあたり本委員会の意見が十分に反映されるよう本報告書を尊重いただきますとともに、多くの村民の意見が反映された庁舎となるよう要望致します。

1 機能的・効率的であり村民が身近に感じられる庁舎に関すること

- ・低層型の建物構造を活かした窓口サービスの運用については、村民の利便性や業務の効率性にも配慮しながら、庁内において検討すること。
- ・村民の生活がより豊かになるよう、（仮称）村民ラウンジの活用方法や（仮称）はつらつホールや会議室の運用方法を検討すること。

2 環境と景観に配慮し村民に親しまれる庁舎に関すること

- ・自然採光や高効率機器の導入などによる省エネルギー化、自然エネルギーの活用など、環境共生に関する視点からも検討すること。
- ・庁舎を利用する全ての人を使いやすい、ユニバーサルデザインに対応した庁舎となるよう、様々な観点から検討すること。
- ・村民から愛され親しみがもてる庁舎となるよう、村の花木や村産材、村産製品等の積極的な活用を検討すること。

3 「拠点エリア」とつながり高原公園都市の玄関口となる庁舎に関すること

- ・まるごと西郷館、文化センターと連続して拠点エリアを形成するため、人の流れに配慮した外構計画を検討すること。
- ・平常時の多目的広場については、村民の憩いの場として親しまれるスペースとなるよう配慮し、会議室棟との連携において効果的な活用方法について検討すること。

4 安心・安全の拠点として村民の暮らしを守る庁舎に関すること

- ・災害時においても万全な機能確保や業務継続性が求められる防災拠点施設となることから、高い耐震性能を有する構造計画とすると共に、電力・給排水を確保できる設備機能を検討すること。
- ・防災広場や駐車場の活用方法について、災害時に防災拠点として万全に機能させるためにも、備えるべき諸条件をしっかりと整理し、災害時における施設全体の運用についても防災関連部局と連携しながら検討すること。

5 その他に関すること

- ・庁舎として適正な建築計画及び設備の仕様となるよう検討すること。
- ・施設の維持管理に関するランニングコストやメンテナンス性など総合的に判断しながら、導入する設備等について検討すること。
- ・保健福祉センターや文化センターなど集約対象施設については、新庁舎建設に合わせ有効利用等を十分に検討すること。

○西郷村新庁舎建設検討委員会委員名簿

(敬称略、委嘱日：令和2年12月18日)

区分	氏名	職名
委員長	廣田 篤彦	日本大学工学部建築学科 教授
副委員長	花安 紀夫	西郷村行政区長会 会長
委員	高橋 岳志	日本大学工学部建築学科 助教
委員	滝浪 正光	滝浪正光建築計画研究所 代表
委員	矢吹 利夫	西郷村消防団 団長
委員	飯田 浩	西郷村商工会 副会長
委員	桑名 義雄	信越半導体株式会社 主幹アドバイザー
委員	草野 佳子	元湯甲子温泉 大黒屋 若女将
委員	有賀 圭子	新甲子温泉 五峰荘 若女将
委員	近藤 武男	西郷村アグリネットワーク 会員
委員	居川 孝男	税理士法人 イカワ会計 代表
委員	村田 清	しらかわ地域自立支援協議会
委員	伊東 裕子	西郷村立西郷幼稚園 PTA 会長

○これまでの検討経過

開催日	主な内容
令和2年12月18日 (第1回委員会)	<ul style="list-style-type: none"> ・西郷村新庁舎整備に関するこれまでの経緯 ・設計者選考プロポーザルの結果と内容について ・今後のスケジュールについて
令和3年 1月25日 (第2回委員会)	<ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎の建物構成について ・配置計画について ・平面計画について
令和3年 4月22日 (第3回委員会)	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用計画について ・平面計画について ・基本設計（中間報告）について
令和3年10月 1日 (第4回委員会)	<ul style="list-style-type: none"> ・構造計画について ・外観計画について ・西郷村新庁舎基本設計（素案） ・村民ワークショップ実施報告
令和3年11月26日 (第5回委員会)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本設計（案）に関するパブリックコメント実施報告 ・基本設計最終案について

○西郷村新庁舎建設検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 新庁舎の建設について必要な事項を検討及び協議するため、西郷村新庁舎建設検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 新庁舎建設基本設計に関すること。
- (2) その他新庁舎建設に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから村長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 建築に関する資格を有する者
- (3) 公的団体から推薦された者
- (4) 村議会から推薦された者
- (5) その他村長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条第1項に規定する事務が終了するまでとする。ただし、委員が委嘱され、又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、委員の職を失うものとし、新たに要件を満たす者が委員となるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、拠点整備室において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。